

『学校法人会計基準の一部改正について』

学校法人 杏林学園
経 理 部

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文科科学省令第15号）が文科科学省より公布され、平成27年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。

本学園においても平成27年度より新会計基準に則り会計処理及び計算書類の作成を実施することとなります。改正の趣旨及び主な改正について、下記のとおり概略ではございますがご説明させていただきます。

（１）改正の背景

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く定着しており現在に至っております。しかし、制定以来40年が経過し、私立学校を取巻く社会・経営環境も大きく変化し、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会によりわかりやすく説明できる仕組みとすることが求められています。

（２）主な改正のポイント

- ① 資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成する。
- ② 従前の「消費収支計算書」の名称を変更した「事業活動収支計算書」について、経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようにする。
- ③ 現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前も表示する。
- ④ 貸借対照表については、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とする。

（３）施行日

平成27年4月1日から施行し、平成27年度の計算書類等から適用する。

《計算書類（財務諸表）の比較》

区分	（旧）学校法人会計		（新）学校法人会計	＜参考＞ 企業会計
主たる目的	私立学校の財政基盤の安定と補助金配分の基礎		私立学校の財政基盤の安定と補助金配分の基礎	株主・取引先等の利害関係者への報告
資金の流れを表す計算書	・資金収支計算書		・資金収支計算書 ・活動区分資金収支計算書（新設） *教育活動・施設整備等活動・その他の活動の3区分	キャッシュフロー計算書
事業活動の収支又は損益を表す計算書	・消費収支計算書		・事業活動収支計算書（名称変更） 教育活動収支（経常的） 教育活動外収支（経常的） 特別収支（臨時的）	損益計算書
財政状態を表す計算書	貸借対照表		貸借対照表	貸借対照表
	資産の部	負債の部 基本金の部 消費収支差額の部	資産の部 負債の部 純資産の部	